

平成 26 年 6 月 4 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 26 年 6 月 4 日（金）開会：午前 9 時 29 分 閉会：午後 0 時 05 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）
副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）
委員 大石伸雄（政新会）
西田いさお（むの会）
野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
八木米太郎（蒼士会）
山田ますと（公明党議員団）
他に、委員外議員として、大川原成彦副議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

岸利之、よつや薫

6 一般傍聴者

1 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三
次 長 北林哲二
庶務課長 原田順子
議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）議会活性化・透明化促進について

議会活性化・透明化促進について協議しました。

まず、インターネット中継（TV中継）について、実施内容のイメージ（映す場所、配信方法、付加機能、中継内容）を各派から聴取しました。協議の結果、概ねのイメージをそろえることができたため、事務局は下記の内容で、次の委員会まで参考見積もりを取得することとなりました。

- ・映す場所・・・発言者（対面席・自席）、答弁者、議席全体、理事者席全体
- ・配信方法・・・生中継、オンデマンド方式。ケーブルテレビ放映も別途確認
- ・付加機能・・・その日ごとの発言者の区切り、発言者の氏名・役職・発言内容のテロップ、検索機能、添付資料の開示
- ・中継内容・・・代表・一般質問及び答弁、討論、所信表明、外部監査人報告、議事全般

次に、対面席の運用について、答弁者の発言場所及び対面席を使用する場面について、各派の意見を聴取しました。対面席の使用については、再質問以降とする会派と、冒頭から使用すべきとする会派に意見が分かれた状況であるため、各委員はこれを持ち帰り、次の委員会までもう一度原点から対面席の運用を考え、意見を用意することとされました。また、事務局から対面席の使用にかかり必要となる会議規則等の改正案の説明がありました。このことについては、現在の規則等が今後の議論の妨げにはならないことを確認し、議論が終結した際に必要な改正があれば協議することとしました。

次に、資料のデジタル化（IT化）について、データ化すべき資料と付加したい機能のイメージに加え、紙（冊子）の方が便利である書類への対応、セキュリティを考慮してイントラネット（外部と遮断されたネットワーク）による運用とするかについて、各派の意見を聴取しました。

次に、議会だよりの拡充について、掲載内容、発行スタイルのイメージを各派から聴取しました。各委員はこれを持ち帰り、次の委員会までに拡充すべき掲載内容（代表・一般質問の字数増、施策研究テーマの動向等、各会派の見解、議員個人の賛否の掲載など）について、優先順位の意見を用意することとされました。

次回の委員会（7月11日）で、引き続き協議することとされました。

（2）常任委員会の在り方について

常任委員会の在り方について、常任委員会の数を5つとすることを検討するにあたり、同時に審議の質を向上させるための方策について協議しました。

まず、委員の意識向上、休会中等の事前勉強会、議会の権能強化、発言の義務付け、質疑の効率化について、各派の意見を聴取しました。

「委員の意識向上」については、事務事業評価結果報告書と対となる資料のサンプルを、委員長が次の委員会までに作成することとし、「発言の義務付け」についても委員長が他の方法を検討することとなりました。また、「休会中の事前勉強会」及び「議会の権能強化」については、賛成としている会派は、次の委員会までに具体的なイメージを用意することとなりました。

次に、資料の配布時期について、事務局から配布時期の前倒しと会期の延長にかかる市長事務部局の見解について説明がありました。決算説明資料及び予算説明資料の配布時期は2日程度の前倒しが概ね可能であるとの回答でしたが、会期の延長は前倒し・後倒しに関わらず難しいとの回答であったため、このことについて事務局は再度、市長事務部局に理由を確認するとともに、過去に決算を12月から9月に前倒ししたときの議論がどのようなものであったのか、また、「議案熟読休会」という名称が付けられた経緯について調べて報告することとなりました。

次に、全会派が賛成された方策（施策研究テーマの強化、合同集中委員会の開催、質疑の効率化）について、改善するための具体案を説明しました。各委員はこれを持ち帰り、次の委員会までに具体案の賛否の意見を用意することとされました。また、「質疑の効率化」の具体案の検討にあたって、委員長は次の委員会までに反問権及び反論権の定義を用意することとなりました。

次回の委員会で、引き続き協議することとされました。

（3）議長の事実上の任期について

議会役職にかかる議長の事実上の任期について、慣例による議長の1年交代を見直すのかどうかについて協議しました。

任期の見直しにかかる申し合わせについて、原案（議長職の任期については、慣例によるほか、議員の同一任期（最長で4年）中、1回に限り、同じ議員が就任することができる。）に賛成する3会派と、対案（議長職の任期については、慣例による。ただし特別な事情のある場合は、議員の同一任期（最長で4年）中、1回に限り、同じ議員が就任することができる。）に賛成する2会派に分かれた状況であるため、採決を取って決めるという事は行わず、本委員会としては何ら新しい取り決めは行わないこととなりました。

本件については、今回で議了となりました。

（４）議会基本条例について

議会基本条例に定める小理念について、協議しました。

まず、「広報及び意見募集」に関する小理念について、各派の意見を聴取しました。

次に「視察」に関する小理念について、各派の意見を聴取しました。

次に、他に検討すべき小理念について、新たに提案のあった理念が、これまでに協議された理念で既に記載されていないかを確認し、各委員に説明しました。また、新たに提案のあった理念のうち、「議会と住民の関係」、「議員間の自由討議の充実」、「議員定数」については、提案会派は次の委員会までに補足説明を用意することとなりました。

次回の委員会で、引き続き協議することとされました。

次回以降の委員会の日程

平成26年7月11日（金）午前9時30分～正午

以上